

学校感染症に罹り「出席停止」となった場合の定期試験の取り扱いについて

学校保健安全法には下記の通り学校感染症が決められており、感染症ごとに出席停止期間の基準が定められています。「出席停止」により定期試験を受験できなかった場合は、追試験の申請を行うことができます。なお、申請にあたっては、「登校許可書」（学校指定様式）を事務室に提出することで追試料の免除対象になります。

◆対象となる学校感染症

感染症名		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

御担当医 殿

彰栄保育福祉専門学校

校長 吉澤 猛

定期試験期間における「登校許可書」記入についてのご依頼

学校感染症に罹患した学生について、本疾患が軽快し伝染のおそれが無くなったこと、また今回の出席停止期間について、下記許可書(証明書)にご記入いただきますようお願い申し上げます。

登校許可書(学校感染症治療証明書)

以下の学生は、学校感染症が治癒し、現在伝染のおそれがないので、登校を許可します。

① 学生氏名 _____

② 疾患名(以下の該当する疾患に○をつけてください。)

インフルエンザ()	型)	咽頭結膜熱
百日咳		結核
麻疹		腸管出血性大腸菌感染症
風疹		流行性角結膜炎
流行性耳下腺炎		急性出血性結膜炎
水痘		その他()

③ 初診日 年 月 日

④ 出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

医療機関名

医師名 _____ 印